

きれいな水を次の世代へ

らくらく

水 洗 化 積 立 !!

下水道への接続工事を行うには、まとまったお金が必要になります。

工事費用若しくは、その一部に当てるための資金を、早い時期から積立でいただくと、一時にまとまった費用を捻出する心配が軽減されます。

上下水道局では、事前に積立預貯金をしていただき、速やかに接続工事を行った方に、奨励金を交付する制度を用意しています。

四日市市 上下水道局 生活排水課



# らくらく 水洗化積立！！

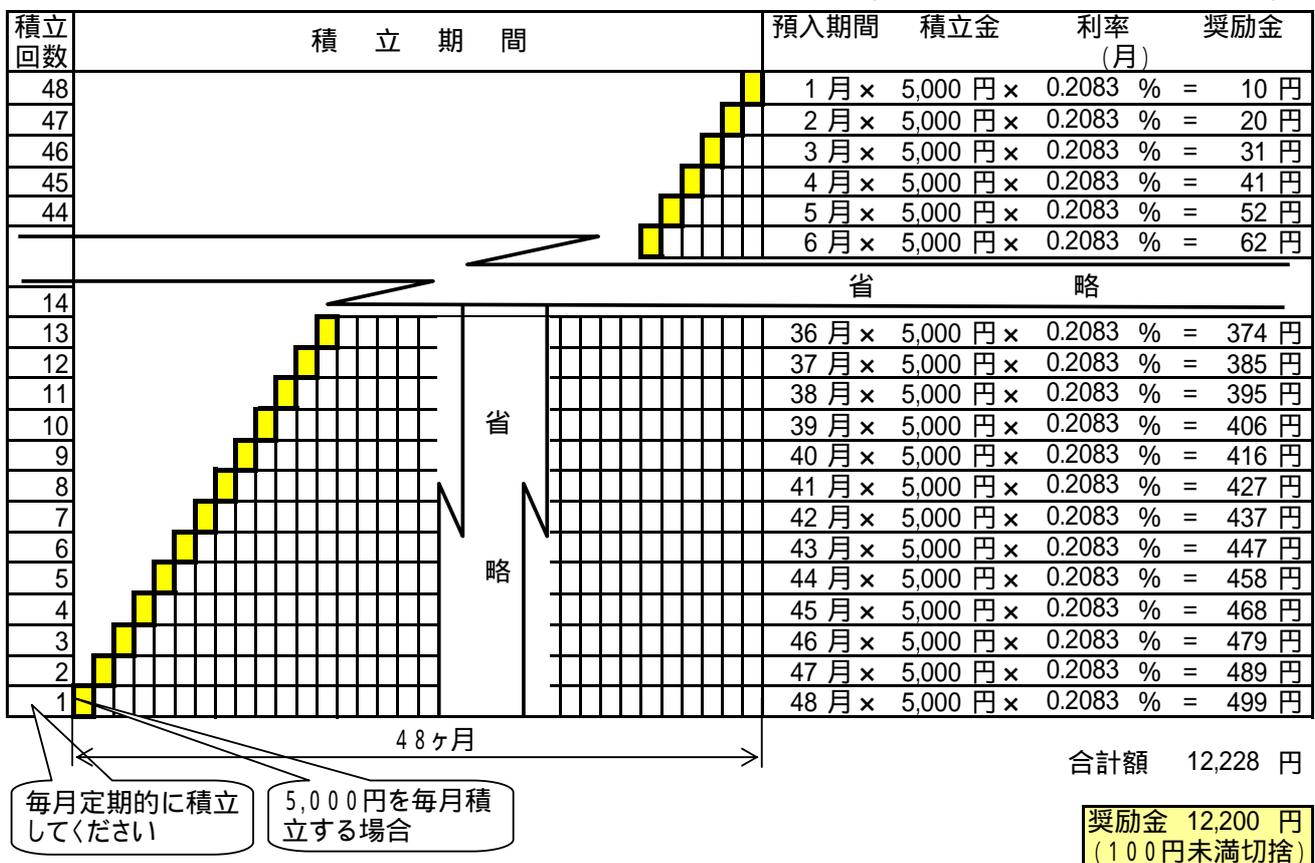
この制度は、下水道が整備されたら、速やかに宅内の排水設備工事(以下「水洗化工事」といいます。)を行っていただくため、事前に金融機関等で専用口座を開設して積立てていただき、この積立金を使って工事した場合に奨励金が受けられる制度です。

奨励金の対象になるのは、認可区域内の下水道工事が予定されている区域及び供用開始後1年以内の区域にある建物です。

【例えば】

毎月5,000円を4年間積立てて通帳残高が240,000円、水洗化工事費が300,000円の場合、水洗化工事費と積立通帳から支払った金額の内、低い方の金額が奨励金の算出対象額になります。供用開始後1年以内に水洗化工事を完成させて、通帳残高全額を工事費の支払いに充てると、奨励金は12,200円になります。

なお、奨励金は、預貯金の積立時ごとの金額に、水洗化工事完成時までの月数、利率を乗じ単利計算にて算出します。  
(年利 2.5% 0.2083%/月)



## 【奨励金の算出方法】

奨励金は、水洗化工事費と積立預貯金から支払った金額の内、低い方の金額を、積立を開始した年月から水洗化工事が完成した年月までの期間における積立月数によって単利計算にて算出します。

(3ページをご覧ください。) ただし、**奨励金の上限額は5万円です。**

水洗化工事の完成日が公共下水道供用開始日から1年以内であれば、利率は年利で2.5%になり、2年以内は1.2%、3年以内は0.7%になります。

宅内工事完成日	奨励率(年利)
供用開始後1年以内	2.5%
供用開始後2年以内	1.2%
供用開始後3年以内	0.7%

**供用開始後3年以内に水洗化工事が完成しないと、奨励金の対象になりませんのでご注意ください。**

# 制度のあらまし

## 奨励金の条件

- 1 新築、増築及び共同住宅は奨励金の対象になりません。
- 2 供用開始後3年以内に水洗化工事が完成していること。
- 3 積立て開始時において、認可区域内の下水道工事が予定されている区域及び供用開始後1年以内の区域にある建物であること。
- 4 積立の途中解約は奨励金の対象になりません。ただし、一部引出した場合の通帳残高については対象とします。
- 5 水洗化工事は、上下水道局が指定した「四日市市公共下水道排水設備工事指定業者」の中から実施すること。
- 6 水洗化工事費と積立預貯金残高の内、低い方の金額を奨励金の算出対象額とします。
- 7 積立金額に上限はありませんが、奨励金は5万円が上限になります。

## 積立

- 1 1戸の建物ごとに、金融機関等で排水設備工事専用の積立預貯金口座を開設してください。(口座名義人は建物所有者若しくはその親族であること)
- 2 口座開設後、1月以内に「上下水道局生活排水課」に、水洗化工事積立開始届と通帳のコピーを提出してください。  
(申請人と口座名義人は同一であること)
- 3 積立金額は決まっていません、一定額でなくてもかまいません。お客様のその時々都合の良い金額を積立てください。
- 4 積立は、積立開始月から定期的に毎月積立を行ってください。(なお、積立期間は12ヶ月以上ないと奨励金の交付は受けられませんので、ご注意ください。)
- 5 積立期間において、金融機関や奨励金の対象となる建物を変更する場合は、積立事項変更届を遅滞なく管理者に報告してください。

### (注)

市が行う下水道工事は予定よりも早くなることも遅くなる場合もあります。積立の際に満期時期を定めると、下水道工事が満期時期を迎える前に終了し口座を解約した場合やその逆(予定よりも遅く終了)の場合に、当初予定していた利息を金融機関等から受け取れないことがあります。したがって、市では満期時期を定めない預貯金での積立方法を推奨しています。

口座名義人が死亡し親族が積立を継続する場合は、閉鎖された通帳と積立金が移行されたことから始まる積立通帳を上下水道局生活排水課に届出することで積立継続とみなします。



## 下水道供用開始の通知

奨励金の対象となる建物の土地が供用を開始した時は、上下水道局から申請者さんに「公共下水道供用開始通知書」にて、水洗化工事が実施できるようになったことを通知します。

## 奨励金の交付

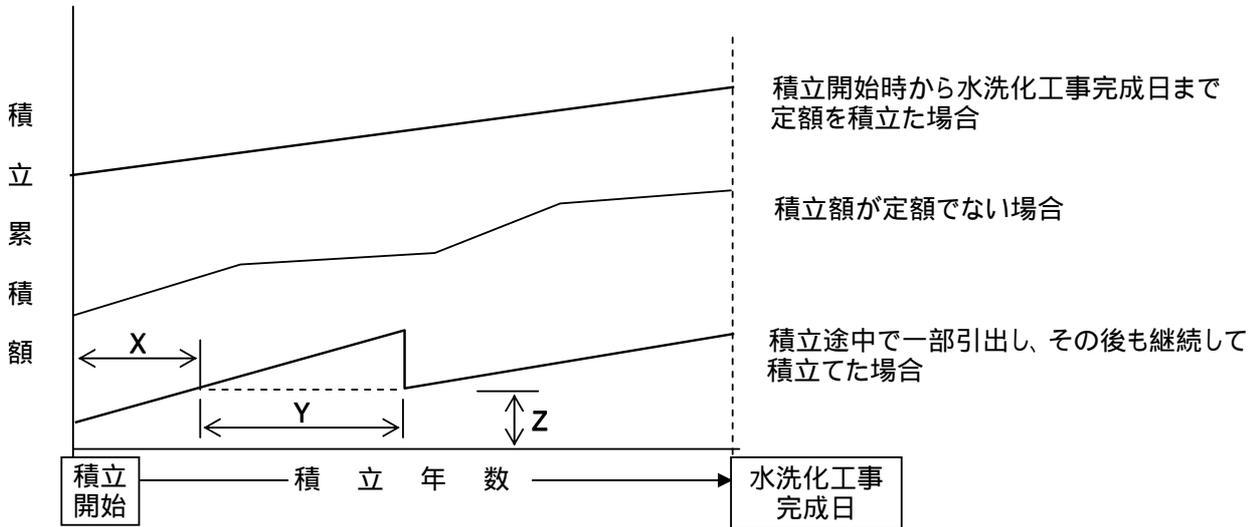
- 1 上記の「公共下水道供用開始通知書」が郵送されましたら、速やかに水洗化工事を行ってください。水洗化工事が完成したら、工事完了後30日以内に「水洗化工事費積立奨励金交付申請書」に次の書類を添付して、上下水道局に提出してください。
  - (1) 排水設備工事指定業者からの請求明細書の写し。
  - (2) 水洗化工事によって支払った、領収書の写し。
  - (3) 水洗化工事費用を支出するために、引出し及び解約した、積立預貯金の通帳。  
(積立預貯金通帳は、コピーを取らせていただきお返しします。)
- 2 奨励金は、水洗化工事費用の支払い金額及び積立通帳から支出した金額の内、低い方の金額を対象に積立開始時期から積立てたものとして単利計算を行います。(上限5万円)
- 3 奨励金を計算するための利率は、【1ページの利率】をご覧ください。
- 4 上記の申請書を受理しましたら、要綱に照らして奨励金の可否及び奨励金額を決定し「水洗化工事費積立奨励金可否決定通知書」を申請者さんに通知します。  
上記通知書の「奨励金交付の可否」欄が【可】の場合、請求書、債権者登録申出書兼口座振替振込申出書を添付しますので、記入、押印し上下水道局に提出してください。これによって、奨励金が交付されます。

## 奨励金の返還

奨励金の交付を受けた後、虚偽の申請その他不正な行為であったことが判明したときは、申請者に対し奨励金の返還請求を行います。

# 積立金と奨励金

いろいろな積立方法をグラフに現しました。



## いろいろな積立方法に対する奨励金の算出方法

積立開始時から水洗化工事完成日まで定額を積立した場合

- < 水洗化工事費…積立預貯金に記帳された、各積立時の積立金額と水洗化工事完成時までの月数によって奨励金を算出します。
- > 水洗化工事費…積立開始から水洗化工事費と同額になるまで積立した年月までを積立月数とし、その後の水洗化工事完成日までは預入期間としての月数とし、奨励金を算出します。

積立額が定額でない場合  
と同様です。

積立途中で一部引出し、その後も継続して積立した場合

- ・ 一部引出後残高(Z) > 積立開始時の金額  
積立開始から一部引出後残高(Z)に到達するまでの期間(X)を積立したものと一部引出日までは預入期間(Y)とし、以降は通常積立と同様です。
- ・ 一部引出後残高(Z) < 積立開始時の金額  
積立開始から一部引出日までの期間(X+Y)を預入期間とし、以降は通常積立と同様です。
- ・ 引出後残高(Z) = 0円(全額引出しした場合)  
引出後残高(Z)が0円(全額引出しした場合)になった後に、再度、積立を開始した時期から通常積立となります。

注) 預入期間とは、積立金を入金した後に預け入れにしたままの期間を言います。

## 奨励金の上限額

積立方法にかかわらず、奨励金の上限は5万円とします。

この制度についてのお問合せは  
四日市市 上下水道局 生活排水課 水洗化普及係



059 - 354 - 8221 へご連絡ください。